

伊賀市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため事業者に対し義務付ける業務管理体制の整備に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（令和6年4月4日老発0404第3号厚生労働省老健局長通知）別添。以下「検査指針」という。）に基づき市が行う検査（以下「検査」という。）について、的確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図るため、その基本的事項を定めるものとする。

(検査対象者)

第2条 検査の対象となる者は、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該介護サービス事業者の指定事業所のいずれもが市内に所在するものとする。

(検査の種別)

第3条 検査の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査 介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、定期的実施する検査をいう。
- (2) 特別検査 指定介護サービス事業所等（以下「指定事業所等」という。）の指定取消処分その他これに相当する事案（以下「指定取消処分相当事案」という。）が発覚した場合に実施する検査をいう。

(一般検査)

第4条 市長は、業務管理体制の整備及び運用状況の確認に係る実施計画を策定し、当該実施計画に基づき介護サービス事業者につき原則として6年に1回以上一般検査を実施するものとする。

- 2 一般検査は、書面による報告又は書類の提出若しくは提示を求めることにより行う。
- 3 市長は、一般検査における報告の内容に不備が認められるときは、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、その改善を求めるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により改善を求めたにもかかわらず、その改善が見込まれないときは、当該介護サービス事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を検証するものと

する。

- 5 市長は、前項の規定による立入りによる検証（以下「立入検査」という。）において、介護サービス事業者の業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証のため、随時資料等を求めることができる。

（特別検査）

第5条 市長は、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚したときは、当該指定事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び当該事案に対する組織的関与の有無その他必要な事項について検証するものとする。

（検査の実施の通知）

第6条 市長は、検査（第4条第3項の規定による出頭及び改善の要求並びに立入検査を含む。以下同じ。）を実施しようとするときは、その対象となる介護サービス事業者に対しあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、立入検査又は特別検査を実施しようとする場合において、実効性のある実態把握の観点から必要と認めるときは、前項の規定による通知は行わないものとする。この場合においては、施設への立入り時に速やかに告知するものとする。

（検査の実施）

第7条 検査は、介護サービス事業者の監査を担当する部局（以下「監査担当部局」という。）が指定事業所等の指定等を行う部局と十分な連携を図りながら、それぞれの担当職員が協働して行う。

- 2 前項に規定する検査の担当職員（以下「検査担当職員」という。）は、立入検査又は特別検査を実施するときは、その身分を示す証明書を当該検査の対象となる介護サービス事業者に対し提示し、当該検査を実施する旨を告知しなければならない。
- 3 検査の実施については、前3条に定めるもののほか、検査指針に定めるところによる。

（検査結果の報告）

第8条 監査担当部局の検査担当職員は、検査を終了したときは、速やかに検査結果を市長に報告するものとする。

（検査結果の通知等）

第9条 市長は、検査を実施した介護サービス事業者に対し、当該検査の結果を通知するとともに、状況に応じ、改善の報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第10条 市長は、立入検査又は特別検査の結果、必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、法第5章に規定する勧告、命令、指定の取消し等その他必要な行政上の措置をそれぞれ当該条項の規定に基づき機動的に行うものとする。

2 前項に規定する勧告又は命令があったときは、当該介護サービス事業者は、当該勧告又は命令に基づく是正措置の内容を市長が定める期限内に書面により市長に報告するものとする。

(特別な処置)

第11条 市長は、一般検査の結果、介護サービス事業者が法第115条の34第3項の規定による命令に違反したものと認めるときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等に立ち入り、当該指定事業所等の法令遵守の状況について検証するものとする。ただし、当該介護サービス事業者の本部等への立入検査後、既に指定事業所等への立入検査を実施し、事実関係を検証している場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による立ち入りによる検証については、当該命令違反に関する個別指導を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月4日から施行する。